

企業主導型保育事業における専門的労務監査の状況について

(令和5年度結果)

目的

○ 労務監査は、職員の「労務環境」や「処遇改善」に関して重点的に確認することにより、保育施設で働く職員の働きやすい職場環境の醸成を促し、当該施設の「保育の質」の向上を図ることを目的として実施する。

実施状況

○ 専門的労務監査の実施施設(実施施設500施設)

令和5年8月から開始し、20都道府県
(北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、長野県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)

○ 対象施設

上記20都道府県に所在する施設のうち、過去の立入調査で労務関連の指摘を受けた施設、処遇改善等加算を申請している施設から500施設を選定し、全施設への監査を完了した。

・実施数：訪問実施500施設

年度	実施施設数	文書指導施設数	口頭指導施設数
令和5年度	500施設	391施設(78.2%)	491施設(98.2%)
令和4年度	500施設	442施設(88.4%)	496施設(99.2%)

※文書指導あり391件、口頭指導のみ491件、指導なし6件、計500件

※指摘があった全ての施設において、改善報告書を提出済

令和5年度主な文書指摘事項(上位10件)

具体的な指摘事項	R5年度件数 (割合)	【参考】 R4年度件数 (割合)
・給与規程の支給項目と実際の支給項目(手当)が一致していない。または手当名称と実態が一致していない。	224 (44.8%)	261 (52.2%)
・給与規程等根拠規定に基づき支給されていない。	177 (35.4%)	210 (42.0%)
・割増賃金について不適切な運用がされている。	149 (29.8%)	179 (35.8%)
・勤怠表等の記録をもとに、端数処理が正しく行われていない。	92 (18.4%)	157 (31.4%)
・職務手当等の手当の一部を処遇改善加算とする場合の内訳が不明確である。	77 (15.4%)	95 (19.0%)
・法定労働時間を超過している労働者に時間外手当が支払われていない。	69 (13.8%)	73 (14.6%)
・処遇改善加算の支給について労働者が認知していない。	62 (12.4%)	63 (12.6%)
・労働条件通知書の記載事項と実態に相違がある。	54 (10.8%)	—
・年5日以上有給休暇の取得ができていない。	42 (8.4%)	—
・厚生年金・健康保険の被保険者について、標準報酬月額算定の届出が適正に行われていない。	40 (8.0%)	56 (11.2%)